

出雲市 騒音・振動規制届出の手引き

工場・事業場 編



事業者の方へ

騒音・振動の防止のために、騒音規制法、振動規制法によって、各種の施設の設置や建設作業の実施について届出及び規制基準を遵守するよう義務づけられています。

本書はこれらの概要をまとめたものです。

事業者の方はこれらの届出を確実に行うとともに、規制基準を遵守し、周辺環境の保全に努めてください。

また、騒音・振動公害は感覚的要素、心理的要素の強い公害です。苦情やトラブルを未然に防ぐために、規制基準を遵守すると同時に、工事实施前の十分な地元説明の実施や周辺住民との日ごろからの円滑なコミュニケーションの確保等に努めてください。

出雲市 経済環境部 環境政策課

目次

特定工場等に係る騒音・振動規制の要点	・・・	2
規制のあらまし	・・・	3
指定地域について	・・・	4
特定施設の届出方法	・・・	5
特定施設の種類について	・・・	7
規制基準	・・・	10
公害防止管理者等の選任	・・・	11
工場・事業場における騒音・振動対策	・・・	13
騒音・振動の大きさの例	・・・	14
各種法令	・・・	15
各種届出書及び記入例	・・・	23

お問い合わせ・届出先

出雲市 経済環境部 環境政策課

〒693-8530 出雲市今市町70

電話 0853-21-6535 FAX 0853-21-6597

工場・事業場に係る騒音・振動規制の要点

○ 特定施設

規制地域内にあって、後述の表に掲げる著しい騒音・振動を発生する施設を設置する工場又は事業場が、規制の対象になります。

騒音規制法及び振動規制法で定められたものを「特定施設」といい、また、これらの施設を設置する工場又は事業場については、「特定工場等」と表記しています。

○ 届出

指定地域内において特定施設を設置し、又は変更しようとする場合、所定の届出が必要になります。

なお、届出の提出部数は、騒音関係・振動関係については正本及びその写し1通です。

○ 規制基準

指定地域内に特定工場等を設置している者は、規制基準を遵守しなければなりません。

○ 勧告及び命令

① 計画変更勧告

特定施設の設置又は変更の届出による計画が、特定工場等から発生する騒音・振動が規制基準に適合しないことにより周辺的生活環境が損なわれると認められるときは、その届出を受理した日から30日以内に、計画を変更すべきことを勧告することがあります。

② 改善勧告

特定工場等から発生する騒音・振動が規制基準に適合しないことにより周辺的生活環境が損なわれると認められるときは、改善すべきことを勧告することがあります。

③ 改善命令

計画変更勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は改善勧告に従わないときには、その勧告に従うべきことを命ずることがあります。

○ 報告及び検査

① 報告の徴収

特定施設の状況等について報告を求めることがあります。

② 立入検査

特定施設その他の物件について立入検査をすることがあります。

○ 罰則

改善命令に違反したとき、届出を怠ったとき、あるいは報告又は検査を拒んだとき等には、罰則を適用することがあります。

規制のあらまし

1 法規制の目的

騒音規制法では、「工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行い、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資する」ことを目的としています。

振動規制法では、「工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行い、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資する」ことを目的としています。

2 法規制の概要

出雲市では、騒音規制法に基づく地域指定（昭和47年8月10日から）、振動規制法に基づく地域指定（昭和53年11月1日から）が行われています。地方分権の推進を図るための関係法律の施行（平成12年4月1日施行）に伴う騒音規制法、振動規制法の改正により、騒音、振動の規制事務は市町村の自治事務となりました。

出雲市長が指定する地域（**指定地域**）内において、工場または事業場における著しい騒音・振動を発生する施設（**特定施設**）、及び著しい騒音・振動を発生する建設工事作業（**特定建設作業**）について、騒音・振動に係る許容限度（規制基準）を守らねばなりません。

出雲市の指定地域内において、特定施設設置及び特定建設作業を実施しようとする場合には、各種法令に基づき所定の様式により出雲市への届出が必要です。

また命令違反その他義務違反に対しては、懲役、罰金または過料の罰則規定があります。

指定地域について

出雲市の騒音・振動の規制対象となる指定地域は次のとおりです。

おおむね都市計画法の市街化区域が指定地域に一致します。原則として市街化区域でこれらの施設の設置などを行う場合には届出が必要です。

特定施設の届出については、出雲、平田地域が該当します。なお大社、斐川地域は該当しません。

環境政策課に縦覧図面があります。詳細については、縦覧図面で確認ください。

1 騒音規制区域の区分

指定地域は第1種区域～第4種区域に区分されています。

(平成24年4月1日出雲市告示173号)

区 分	都市計画法第8条第1項第1号に定める用途地域の当てはめ 都市計画法による用途地域等
第1種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域
第2種区域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域 古志町、高松町、白枝町、松寄下町、芦渡町、下古志町、知井宮町のそれぞれ一部の地域
第4種区域	工業地域

※旧大社町及び旧斐川町の区域を除きます。

2 振動規制区域の区分

指定地域は第1種区域、第2種区域に区分されています。

(平成24年4月1日出雲市告示174号)

区 分	都市計画法第8条第1項第1号に定める用途地域の当てはめ 都市計画法による用途地域等
第1種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 古志町、高松町、白枝町、松寄下町、芦渡町、下古志町、知井宮町のそれぞれ一部の地域

※旧大社町及び旧斐川町の区域を除きます。

特定施設の届出方法

特定施設の届出には以下のものがあります。

これらの届出は **2部提出（正・写）** してください。審査後1部はお返しします。

届出書の名称 及び根拠規定	届出を必要とする場合	届出期間	添付書類	備考
特定施設設置届出書 法第6条第1項 【様式第1】	特定施設を設置しようとする場合 (これまで特定施設が設置されていない工場・事業場に限る)	設置の工事開始の日の30日前まで	・騒音・振動の防止の方法 ・特定施設の配置図 ・特定工場等及びその付近の見取図	
特定施設使用届出書 法第7条第1項 【様式第2】	(1) 新たに地域の指定が行われた際、すでにその地域内に特定施設を設置している場合 (2) 特定施設が追加指定された場合、すでに指定地域内にその施設を設置している場合	指定地域となった日又は特定施設となった日から30日以内	同上	(2)の場合 その施設以外の特定施設を設置していないものに限る
特定施設の種類及び能力ごとの数・特定施設の使用の方法変更届出書 法第8条第1項 【様式第3】	(1) 特定施設設置又は特定施設使用の届出を行った特定工場等で、特定施設の種類及び能力ごとの数を増加する場合 (2) 特定施設設置又は特定施設使用の届出を行った特定施設の使用の方法を変更する際、使用開始時刻の繰り上げ又は使用終了時刻の繰り下げを伴う場合	変更に係わる工事の開始の日30日前まで	同上	(1)の場合 特定施設の種類及び能力ごとの数を増加しない場合は除く (2)の場合 既に届出されている施設の使用開始から終了までの時刻内での変更は除く
騒音・振動の防止の方法変更届出書 法第8条第1項 【様式第4】	特定施設設置又は特定施設使用の届出を行った特定施設の騒音又は振動の防止の方法を変更する場合	変更に係わる工事の開始の日30日前まで	同上	変更により特定工場等において発生する騒音又は振動の大きさの増加を伴わない場合は除く

届出書の名称 及び根拠規定	届出を必要とする場合	届出期間	添付書類	備考
氏名等変更届出書 法第 10 条 【様式第 6】	届出を行った者の氏名、住所及び法人にあっては代表者の氏名又は工場・事業場の名称若しくは所在地の変更があった場合	変更の日から 30 日以内	なし	氏名又は名称の変更には、相続・合併等による変更は含まれない
特定施設使用全廃届出書 法第 10 条 【様式第 7】	特定施設のすべての使用を廃止した場合	廃止した日から 30 日以内	なし	更新は含まれない
承継届出書 法第 11 条第 3 項 【様式第 8】	届出を行った者から特定施設のすべてを譲り受けたり借り受けたりした場合、又は相続、合併、分割があった場合	承継があった日から 30 日以内	なし	前届出者の地位を承継、相続、合併又は分割の場合は、届出された特定施設のすべてを承継するものに限る

※ 法とは騒音規制法及び振動規制法をいいます。

※ フレキシブルディスクによる届出は、各様式による届出書に代えて、フレキシブルディスクに様式第 10 のフレキシブル提出書を添付して行うことになります。この場合、届出フレキシブルディスクのラベル領域には、届出者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名並びに届出年月日を記載した書面を張り付けておく必要があります。

※ 悪臭防止法

悪臭防止法に係る届出は必要ありません。規制基準の遵守と共に排気口等の臭気発生施設の位置等に配慮することにより、不快なおいを発生しないように計画してください。

※ 電気・ガス工作物等である特定施設の取扱い

電気事業法第 2 条第 7 項に規定する電気工作物、ガス事業法第 2 条第 1 2 項に規定するガス工作物又は鉱山保安法第 8 条第 1 項に規定する建設物、工作物その他の施設である特定施設は、電気事業法又はガス事業法の相当規定が適用されますので、特定施設の設置・変更届等の規定は適用されません。

ただし、規制基準を遵守する義務はあります。

特定施設の種類について

騒音規制法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）第 2 条第 1 項
 同施行令（昭和 43 年 11 月 27 日政令第 324 号）第 1 条の別表第 1
 振動規制法（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号）第 2 条第 1 項
 同施行令（昭和 51 年 10 月 22 日政令第 280 号）第 1 条の別表第 1

番号	特定施設の名称		規模又は能力		用途
			騒音規制法	振動規制法	
1	金属加工機械	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のもの (冷却塔を含む)	—	常温あるいは高温で、回転する 2 本のロールの間に金属を通過させて塑性加工を行う機械で金属の板材、条材、パルプ材等をつくる
		製管機械	すべての施設	—	円筒素材に穴あけを行い、これを圧延して管をつくる機械
		ベンディングマシン (ロール式のもの)	原動機の定格出力が 3.75kW 以上のもの	—	金属材料を曲げて行う機械の総称
		液圧プレス（矯正プレスを除く）	すべての施設	すべての施設	水又は油の液圧でプレスし、金属素材の成型などを行う機械
		機械プレス	呼び加圧能力が 294kN 以上のもの	すべての施設	被加工物を押圧する力を機械的に発生するプレス機の総称
		せん断機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上のもの	原動機の定格出力が 1kW 以上のもの	一对のせん断刃が互いに閉じることによって、金属材料を切断する機械の総称
		鍛造機	すべての施設	すべての施設	金属を加熱し、圧力を加えるか、たたいて成型する機械
		ワイヤーフォーミングマシン	すべての施設	原動機の定格出力が 37.5kW 以上のもの	線材又は針金を加工してヘアーピン等の針金製品をつくる機械
		ブラスト（タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。）	すべての施設	—	鉄片、砂等を鋳造品等に向けて噴射し表面を清掃する機械
		タンブラー	すべての施設	—	鋳造品と多角形の鉄片とを胴体内で回転させ表面を清掃する機械
切断機	といしを用いるものに限る	—	金属材料を高速回転する円板の刃に押しつけて切断する機械		

番号	特定施設の名称		規模又は能力		用途
			騒音規制法	振動規制法	
2	空気圧縮機及び送風機		原動機の定格出力が7.5kW以上のもの (冷却塔を含む)	圧縮機で、原動機の定格出力が7.5kW以上のもの (冷媒用圧縮機は除く)	送風機と圧縮機は、原理構造は同じであるが、割合に風圧の低いものが送風機で、数気圧の圧力を発生させるものが圧縮機である。
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	【破碎機】 鉱山での鉱石の破碎、化学工場における原料及び製品の粉碎に使用 【摩砕機】 鉱山、化学工場などで原料の細・微粉碎に使用 【ふるい、分級機】 鉱石粒などを粒の大小で分類するために使用
4	織機（原動機を用いるもの）		すべての施設	すべての施設	繊維糸を織物として織り上げる機械
5	建設用資材製造機械	コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除く）	混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のもの	—	コンクリートの材料を集合貯蔵し、所定配合量づつ計算してコンクリートミキサーに投入混練してコンクリートを製造する設備
		アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上のもの	—	機械作業で骨材を加熱乾燥し、それとアスファルト溶液等を混合してアスファルト合材を生産する設備
		コンクリートブロックマシン	—	原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のもの	練り混ぜられたコンクリートを型枠に入れ、振動を加えて土木・建築用のブロックをつくる機械
		コンクリート管製造機械	—	原動機の定格出力の合計が10kW以上のもの	コンクリートを管又は柱状の型枠に流し込み、その型枠を長軸に沿って回転させ、その遠心力によって均質な柱及び管をつくる機械
		コンクリート柱製造機械	—		
6	穀物用製粉機（ロール式のもの）		原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	—	小麦粉を粉碎する機械

番号	特定施設の名称		規模又は能力		用途
			騒音規制法	振動規制法	
7	木材加工機械	ドラムバーカー	すべての施設	すべての施設	ドラムの中に原木をいれ、ドラムを回転させて樹皮を剥ぐ機械
		チップパー	原動機の定格出力が2.25kW以上のもの	原動機の定格出力が2.2kW以上のもの	バーカーで皮むきした丸太をパルプ原料であるチップ(小削片)に切削する機械
		砕木機	すべての施設	—	砂岩等の円筒形砥石を回転させ、皮むきした丸太を押しつけて製紙用の木材粉をつくる機械
		帯のこ盤	原動機の定格出力が製材用15kW以上のもの、木工用2.25kW以上のもの	—	エンドレスの帯状ののこを高速回転させ木材を切断する機械
		丸のこ盤	原動機の定格出力が製材用15kW以上のもの、木工用2.25kW以上のもの	—	丸のこを高速回転させて木材を切断する機械
		かんな盤	原動機の定格出力が2.25kW以上のもの	—	木材の凸凹の表面を平坦化する、塗装のため仕上げ面を得る等のために木材表面を削る機械
8	抄紙機	すべての施設	—	パルプ液を紙にすき、乾燥させる機械で、長いロール状となった紙が製造される。	
9	印刷機械	すべての施設	原動機の定格出力が2.2kW以上のもの	印刷版の表面にインキをつけ、版画の文字等を紙・布などに刷り写す機械	
10	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	—	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のもの	生ゴム、合成樹脂をロールで練りほぐし、そこに加硫用の硫黄など種々の配合薬品を加え、練りあげる機械	
11	合成樹脂用射出成形機	すべての施設	すべての施設	加熱し溶けた合成樹脂を金型に噴出し成型を行う機械	
12	鋳造型機 (ジョルト式のもの)	すべての施設	すべての施設	鋳物砂を型に入れ振動・圧縮等で突き固め鋳型をつくる機械	

※ 番号は整理番号であり、法の番号と一致しません。

※ 移動式の施設は対象から除かれますが、常時同一場所に設置されている場合は対象となります。

※ 馬力で表示された施設の定格出力への換算は、1馬力が0.746kWに相当するものとして扱ってください。

※ 重量トンで表示された施設のkWへの換算は、1重量トンが9.80665kNに相当するものとして扱ってください。

規制基準について

1 特定工場等における騒音の規制基準

平成 24 年 4 月 1 日出雲市告示第 173 号

	昼間 (8:00~18:00)	朝 (6:00~8:00) 夕 (18:00~21:00)	夜間 (21:00~6:00)
第 1 種区域	50dB	40dB	40dB
第 2 種区域	55dB	45dB	40dB
第 3 種区域	65dB	60dB	50dB
第 4 種区域	70dB	70dB	60dB

※ 単位 dB とは、計量法に定める音圧レベルの計量単位。

※ 規制基準とは、特定工場等の敷地境界線上における騒音の大きさをいう。

関係法令：騒音規制法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 条）第 3 条第 1 項及び第 4 条第 1 項
騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定について
（平成 24 年 4 月 1 日 出雲市告示 173 号）

2 特定工場等における振動の規制基準

平成 24 年 4 月 1 日出雲市告示第 174 号

	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
第 1 種区域	60dB	55dB
第 2 種区域	65dB	60dB

※ 単位 dB とは、計量法に定める振動加速度レベルの計量単位

※ 規制基準とは、特定工場等の敷地境界線上における振動の大きさをいう。

関係法令：振動規制法（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 条）第 3 条第 1 項及び第 4 条第 1 項
振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定について
（平成 24 年 4 月 1 日 出雲市告示 174 号）

公害防止管理者等の選任

騒音・振動の指定地域内において、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）」に基づき、一定の施設を設置している工場には、公害防止に関する技術的事項を管理する公害防止統括者（常時使用する従業員の数が20人以下の小規模事業者の場合は選任しなくてもよい。）及び公害防止管理者並びにそれぞれの代理者の選任及び届出が義務づけられています。

1 選任が必要な工場（以下「特定工場」という）

選任が必要な工場の要件		選任する公害防止管理者の区分		
業種	設置している施設	公害防止管理者及びその代理者		公害防止統括者及びその代理者
		騒音関係	振動関係	
・製造業（物品の加工業を含む） ・電気供給業 ・ガス供給業 ・熱供給業	液圧プレス（矯正プレスを除く）のうち、呼び加圧能力が2,941 kN以上のもの	×	○	○ ただし、事業者全体の常時使用する従業員数が20人以下の場合は不要
	機械プレスのうち、呼び加圧能力が980 kN以上のもの	○	○	
	鍛造機のうち、落下部分の重量が1トン以上のハンマーであるもの	○	○	

※○印は選任が必要、×印は選任が不要です。

※公害防止管理者は一定の資格が必要ですが、公害防止統括者は、工場の事業を統括管理する者であれば、特定の資格は不要です。

※業種は、原則として日本標準産業分類によります。また、他の業種と兼業している場合も対象となります。

2 公害防止管理者等の選任

特定工場の設置者（以下「特定事業者」という）は、選任する公害防止管理者等の区分に従い、管理者・統括者及びこれらの代理者を選任しなければなりません。

3 選任等の届出

公害防止管理者等を選任した場合は、次の表のとおり届出を行わなければなりません。届出には以下のものがあります。

届出の種類	届出が必要な場合	選任期限	届出期限	添付書類	提出部数
選任の届出	公害防止管理者等の選任	公害防止統括者とその代理者の場合は30日以内 【様式第1】	選任、解任又は死亡した日から30日以内	公害防止管理者の国家試験の合格証書の写し又は資格認定講習の修了証書の写し	正本1通及びその写し1通
解任の届出	公害防止管理者等の解任	公害防止管理者とその代理者の場合は60日以内 【様式第2】			

4 承継の届出

公害防止管理者等の選任の届出をした特定事業者に、相続又は合併があった場合には、その旨の届出をすることにより地位の承継が認められます。

区分	地位を承継することができる者	届出期限	添付書面等	提出部数
相続	届出をした特定事業者の相続人	相続等の事由が発生した日から30日以内 【様式第3の2】	(1) 2人以上の相続人の全員の同意により選定された者の場合は、様式第3の3による書面及び戸籍謄本 (2) (1)の相続人以外の者の場合は、様式第3の4の書面及び戸籍謄本	正本1通及びその写し1通
合併	届出をした特定事業者に合併のあったときの合併後存続する法人又は合併により設立した法人		法人の登記簿謄本	

工場・事業場における騒音・振動対策

工場や事業場の方は、事業活動にかかるトラブルを未然に防ぐため、下記事項に十分に留意してください。

- 規制対象でない工場等においても、規制基準に準拠して騒音・振動の状況の監視をお願いします。
- 機械は、一般に古くなってくると騒音・振動が大きくなります。点検整備をお願いします。
- 工場等から発生する騒音・振動として、機械以外にも搬出入時の作業音（台車の音、車両からの振動等）、拡声器（呼出音、人声等）などがあります。作業時間の見直し、不要なアイドリング、空ぶかしを止める、音量を下げるなどの対策をお願いします。
- 工場等の周りに住宅ができるなど、環境は変化していきます。機械の設置場所、開口部の位置等を考え、適時対策ができるように計画してください。
- 隣接して住宅が建設される場合は、事前に騒音・振動の状況を知らせることも大切です。
- 近隣の住民との円滑なコミュニケーションに努めてください。

【参 考】

島根県の中小企業に対する融資制度のうち、事業活動で生ずる公害防止等のための設備整備が資金融資制度の対象となるものがあります。詳しくは島根県にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 島根県中小企業課（TEL 0852-22-5883）

騒音・振動の大きさの例

1 騒音の大きさの例

デシベル	騒音の大きさの例
120	飛行機のエンジン近く
110	自動車の警笛（前方2 m）
100	電車が通るときのガード下
90	騒々しい工場の中
80	電話のベル、地下鉄
70	騒々しい事務所の中
60	普通の会話
50	静かな事務所、図書館

2 振動の大きさの例

デシベル	振動の大きさの例
100	震度5 強震、家壁が、き裂を生じ墓石などが倒れる
90	震度4 中震、家屋の動揺激しくすわりの悪い器物が倒れる
80	震度3 弱震、家屋動揺、電灯、器中の水面が動く
70	震度2 軽震、一般の人が感じ、戸障子がわずかに動く
60	震度1 微震、静止している人にだけ感じる
55	震度0 感じない

各種届出書及び記入例

- ・ 特定施設設置届出書【様式第1】
- ・ 特定施設使用届出書【様式第2】
- ・ 特定施設の種類及び能力ごとの数・特定施設の使用の方法変更届出書【様式第3】
- ・ 騒音・振動の防止の方法変更届出書【様式第4】
- ・ 氏名等変更届出書【様式第6】
- ・ 特定施設使用全廃届出書【様式第7】
- ・ 承継届出書【様式第8】

※届出書の様式は出雲市のホームページ、環境省のホームページから入手できます。

様式第 1

特 定 施 設 設 置 届 出 書

令和 年 月 日

出 雲 市 長 様

住所 _____ TEL () -

氏名 _____ 印

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

騒音規制法・振動規制法第 6 条第 1 項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称				※整理番号	
工場又は事業場の所在地				※受理年月日	令和 年 月 日
工場又は事業場の事業内容				※施設番号	
常時使用する従業員数				※審査結果	
騒音・振動の防止の方法	別紙のとおり			※備考	
特定施設の種類	型式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令・振動規制法施行令別表第 1 に掲げる項・号番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 2 騒音・振動の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音機の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、図面、表等を利用すること。振動の防止の方法の欄については、別紙によることとし、吊基礎、直接支持基礎（板ばね、コイルばね等を使用するもの）、空気ばねの設置等振動の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、図面、表等を利用すること
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A 4 とすること。
- 5 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

記入例

様式第 1

特 定 施 設 設 置 届 出 書

令和〇〇年 〇月〇〇日

出 雲 市 長 様

住所 出雲市〇〇町〇〇—〇 TEL (****) ** -****

氏名 〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

騒音規制法・振動規制法第 6 条第 1 項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇印刷株式会社〇〇工場			※整理番号	
工場又は事業場の所在地	〇〇町〇〇			※受理年月日	令和 年 月 日
工場又は事業場の事業内容	印刷業			※施設番号	
常時使用する従業員数	〇〇人			※審査結果	
騒音・振動の防止の方法	別紙のとおり			※備考	
特定施設の種類	型式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)
2. 送風機	〇型〇—〇	10Kw	1	8 時 30 分	17 時 00 分
9. 印刷機械	〇型〇—〇	10Kw	2	"	"

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令・振動規制法施行令別表第 1 に掲げる項・号番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 2 騒音・振動の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音機の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、図面、表等を利用すること。振動の防止の方法の欄については、別紙によることとし、吊基礎、直接支持基礎（板ばね、コイルばね等を使用するもの）、空気ばねの設置等振動の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、図面、表等を利用すること
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A 4 とすること。
- 5 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

様式第 2

特 定 施 設 使 用 届 出 書

令和 年 月 日

出 雲 市 長 様

住所 _____ TEL () -

氏名 _____ 印

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

騒音規制法・振動規制法第 7 条第 1 項の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称				※整理番号	
工場又は事業場の所在地				※受理年月日	令和 年 月 日
工場又は事業場の事業内容				※施設番号	
常時使用する従業員数				※審査結果	
騒音・振動の防止の方法	別紙のとおり			※備考	
特定施設の種類の	型式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令・振動規制法施行令別表第 1 に掲げる項・号番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 2 騒音・振動の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音機の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、図面、表等を利用すること。振動の防止の方法の欄については、別紙によることとし、吊基礎、直接支持基礎（板ばね、コイルばね等を使用するもの）、空気ばねの設置等振動の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、図面、表等を利用すること
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A 4 とすること。
- 5 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

様式第3
**特定施設の種類及び能力ごとの数・特定施設の使用の方法
 変更届出書**

令和 年 月 日

出 雲 市 長 様

住所 _____ TEL () -

氏名 _____ 印

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

騒音規制法・振動規制法第8条第1項の規定により、特定施設の種類及び能力ごとの数又は特定施設の使用の方法の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称				※整理番号				
工場又は事業場の所在地				※受理年月日	令和 年 月 日			
				※施設番号				
				※審査結果				
				※備考				
特定施設の種類	型式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変更前	変更後	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)

- 備考 1 特定施設の種類及び能力ごとの数又は特定施設の使用の方法に変更がある場合であっても、騒音・振動規制法第8条第1項ただし書の規定により届出を要しないこととされるときは、当該特定施設の種類については、記載しないこと。
- 2 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令・振動規制法施行令別表第1に掲げる項・号番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 5 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

様式第 4

騒音・振動の防止の方法変更届出書

令和 年 月 日

出 雲 市 長 様

住所 _____ TEL () -

氏名 _____ 印

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

騒音規制法・振動規制法第 8 条第 1 項の規定により、騒音・振動の防止の方法の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			※整理番号	
工場又は事業場の所在地			※受理年月日	令和 年 月 日
騒音・振動の防止の方法	変更前	変更後	※施設番号	
	別紙のとおり		※審査結果	
			※備考	

- 備考 1 騒音・振動の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できるかぎり図面、表等を利用すること。また、変更前および変更後の内容を対照させること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A 4 とすること。
- 4 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

様式第 6

氏 名 等 変 更 届 出 書

令和 年 月 日

出 雲 市 長 様

住所 _____ TEL () -

氏名 _____ 印

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

氏名（名称、住所、所在地）に変更があつたので、騒音規制法・振動規制法第 10 条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前		※整理番号	
	変更後		※受理年月日	令和 年 月 日
変更年月日		令和 年 月 日	※施設番号	
変更の理由			※備考	

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 3 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

様式第7

特 定 施 設 使 用 全 廃 届 出 書

令和 年 月 日

出 雲 市 長 様

住所 _____ TEL () -

氏名 _____ 印

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

特定施設のすべての使用を廃止したので、騒音規制法・振動規制法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	令和 年 月 日
使用全廃の年月日	令和 年 月 日	※施設番号	
使用全廃の理由		※備考	

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
3 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

様式第 8

承 継 届 出 書

令和 年 月 日

出 雲 市 長 様

住所 _____ TEL () -

氏名 _____ 印

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、騒音規制法・振動規制法第 11 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			※整理番号	
工場又は事業場の所在地			※受理年月日	令和 年 月 日
承継の年月日		令和 年 月 日	※施設番号	
被承継者	氏名又は名称		※備考	
	住所			
承継の原因				

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 3 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。